

# 伊勢市公報

第413号  
令和5年1月20日  
金曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市福祉健康センター譲渡先選定委員会規則	2
<b>告 示</b>	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	4
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	5
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	6
○ 令和4年度補正予算の要領について	7
○ 市道の路線の認定について	38
○ 道路の区域の決定について	39
○ 道路の供用開始について	40
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	41
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	42
<b>公 告</b>	
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	43

伊勢市福祉健康センター譲渡先選定委員会規則をここに公布する。

令和5年1月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 1 号

### 伊勢市福祉健康センター譲渡先選定委員会規則

#### (設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市福祉健康センターの譲渡等の相手方の選定に係る委員会として、伊勢市福祉健康センター譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

#### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 伊勢市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のとおり告示します。

令和5年1月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称  
合同会社くらし伊勢
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 くらし伊勢ケアプランセンター  
所在地 伊勢市小俣町本町151番地
- 3 指定の年月日  
令和5年1月1日
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援

## 伊勢市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 1 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称  
株式会社かがせお
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 居宅介護支援事業所 グリーンリーフ  
所在地 伊勢市藤里町 338 番地 3
- 3 指定の年月日  
令和 5 年 1 月 1 日
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援

## 伊勢市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により、次のとおり告示します。

令和5年1月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社和幸
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサービスセンター 和幸  
所在地 伊勢市船江1丁目7番24号
- 3 指定の年月日  
令和5年1月1日
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市告示第4号

令和4年12月21日開議の市議会定例会で議決を経た令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和5年1月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、745,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、59,881,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		90,001	33,620	123,621
	1 地方特例交付金	90,000	33,620	123,620
17 国庫支出金		10,715,762	220,186	10,935,948
	1 国庫負担金	6,355,154	219,966	6,575,120
	2 国庫補助金	4,315,758	220	4,315,978
18 県支出金		3,812,443	111,216	3,923,659
	1 県負担金	2,390,791	100,832	2,491,623
	2 県補助金	1,067,836	10,384	1,078,220
21 繰入金		4,287,112	292,884	4,579,996
	1 基金繰入金	4,223,780	292,884	4,516,664
22 繰越金		224,500	21,671	246,171
	1 繰越金	224,500	21,671	246,171
23 諸収入		753,378	5,970	759,348
	5 雑入	712,758	5,970	718,728
24 市債		6,487,300	60,100	6,547,400
	1 市債	6,487,300	60,100	6,547,400
歳入合計		59,135,761	745,647	59,881,408

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		308,723	535	309,258
	1 議会費	308,723	535	309,258
2 総務費		4,994,925	18,368	5,013,293
	1 総務管理費	3,842,470	7,234	3,849,704
	2 徴税費	557,141	△3,157	553,984
	3 戸籍住民基本台帳費	370,437	23,461	393,898
	4 選挙費	166,981	△9,067	157,914
	5 統計調査費	23,445	△259	23,186
	6 監査委員費	34,451	156	34,607
3 民生費		23,477,941	473,582	23,951,523
	1 社会福祉費	8,167,606	393,320	8,560,926
	2 老人福祉費	4,696,443	△4,979	4,691,464
	3 児童福祉費	8,336,798	51,059	8,387,857
	4 生活保護費	2,184,080	27,277	2,211,357
	5 人権政策費	80,231	2,477	82,708
	6 国民年金事務費	12,783	4,428	17,211
4 衛生費		6,322,703	72,020	6,394,723
	1 保健衛生費	4,161,412	77,580	4,238,992
	2 清掃費	2,161,291	△5,560	2,155,731
6 農林水産業費		993,441	48,762	1,042,203
	1 農業費	792,279	48,548	840,827
	2 林業費	84,294	79	84,373
	3 水産業費	116,868	135	117,003
7 商工費		1,354,647	△1,961	1,352,686
	1 商工費	1,354,647	△1,961	1,352,686
8 観光費		641,283	△74,126	567,157
	1 観光費	641,283	△74,126	567,157
9 土木費		6,263,663	38,332	6,301,995
	1 土木管理費	308,829	1,570	310,399
	2 道路橋梁費	1,778,151	23,168	1,801,319

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	583,082	7,848	590,930
	5 都市計画費	3,227,299	13,598	3,240,897
	6 住宅費	334,298	△7,852	326,446
10 消防費		2,418,027	27,849	2,445,876
	1 消防費	2,418,027	27,849	2,445,876
11 教育費		6,406,502	142,286	6,548,788
	1 教育総務費	3,840,451	△3,007	3,837,444
	2 小学校費	523,175	84,604	607,779
	3 中学校費	316,541	45,513	362,054
	4 幼稚園費	127,734	4,225	131,959
	5 社会教育費	626,223	△1,762	624,461
	6 保健体育費	972,378	12,713	985,091
歳出	合計	59,135,761	745,647	59,881,408

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	106,000
		医科診療所改修事業	31,573
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費	21,750
		排水機維持管理経費 (機能更新)	67,527
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	60,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	8,000
		ものづくり推進事業	2,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	98,500
	3 河川費	排水施設維持事業	11,000

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	4,453
会議内容反訳及び会議録公開業務委託	自 令和4年度 至 令和7年度	6,225
電子入札システム更新業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	52,129
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	36,782
デジタル活用推進事業	自 令和4年度 至 令和5年度	6,000
住民情報系ネットワーク機器更新経費	自 令和4年度 至 令和5年度	24,000
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	9,193
コミュニティバス運行業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	123,940
福祉健康センター管理運営委託	自 令和4年度 至 令和5年度	31,757
成年後見サポートセンター運營業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	12,069
障害児放課後等支援施設運營業務委託	自 令和4年度 至 令和7年度	18,732
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	21,749

事 項	期 間	限 度 額(千円)
就労準備支援事業業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	14,634
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	8,971
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	6,622
健康・医療電話相談業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	12,650
医科診療所改修事業	自 令和5年度 至 令和5年度	47,210
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和4年度債務負担行為)	自 令和4年度 至 令和5年度	302,047
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	37,073
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	5,448
観光地等混雑状況配信事業	自 令和4年度 至 令和5年度	4,285
伊勢への誘客促進事業	自 令和4年度 至 令和5年度	12,129
集大会・スポーツ合宿誘致補助金	自 令和4年度 至 令和5年度	2,000
伊勢宮川中学校スクールバス運行業務委託	自 令和4年度 至 令和7年度	160,257
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	1,854

事 項	期 間	限 度 額(千円)
小俣総合体育館及び大仏山公園スポーツセンター管理運営委託	自 令和4年度 至 令和9年度	187,640
北浜スポーツグラウンド管理運営委託	自 令和4年度 至 令和9年度	3,975

#### 第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
地 域 活 性 化 事 業 債	79,100	107,400
緊急自然災害防止対策事業債	483,600	504,900
緊急浚渫推進事業債	15,000	25,500

## 令和4年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、42,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,809,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		9,425,810	6,420	9,432,230
	1 県補助金	9,425,810	6,420	9,432,230
6 繰越金		1	30,910	30,911
	1 繰越金	1	30,910	30,911
7 諸収入		30,324	5,184	35,508
	1 延滞金、加算金及び過料	15,292	5,184	20,476
歳入合計		12,766,524	42,514	12,809,038

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		204,306	△717	203,589
	1 総務管理費	193,926	△717	193,209
2 保険給付費		9,177,914	6,420	9,184,334
	6 傷病手当金	433	6,420	6,853
4 保健事業費		191,431	404	191,835
	1 特定健康診査等事業費	166,312	404	166,716
6 諸支出金		9,451	36,407	45,858
	1 償還金及び還付加算金	8,661	36,407	45,068
歳 出 合 計		12,766,524	42,514	12,809,038

## 令和4年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,344,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





## 令和4年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7,479千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,908,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





## 令和4年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和4年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、532,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





令和4年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,099,356	22,711	8,122,067
第1項	医業収益	6,263,487	22,711	6,286,198

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,425,483	106,817	8,532,300
第1項	医業費用	8,059,650	105,068	8,164,718
第2項	健診費用	211,339	1,749	213,088

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額401,698千円は、当年度分損益勘定留保資金等401,698千円で補填するものとする。）（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	531,664	30,000	561,664
第2項	企業債	100,000	30,000	130,000

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	933,362	30,000	963,362
第1項	建設改良費	150,000	30,000	180,000

（債務負担行為）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
医療事務等業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	337,000	自 令和5年度 至 令和8年度	697,200

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
医療器械整備事業	100,000	30,000	130,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	4,376,538	54,853	4,431,391

令和4年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	932,392千円	△4,944千円	927,448千円
ウ 老朽管更新事業	604,351千円	△192千円	604,159千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,519,009	△7,363		2,511,646
第1項 営業費用	2,386,898	△7,363		2,379,535

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,208,950千円」を「1,203,814千円」に改める。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	2,031,869	△5,136		2,026,733
第1項 建設改良費	1,638,621	△5,136		1,633,485

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	327,469	△73,624	253,845

令和4年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,472,514 千円	6,479 千円	2,478,993 千円
キ ポンプ場更新事業	303,527 千円	△2,731 千円	300,796 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	4,055,400	0	4,055,400	
第1項 営業収益	1,525,757	5,970	1,531,727	
第2項 営業外収益	2,529,643	△5,970	2,523,673	

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,698,241	28,857	3,727,098	
第1項 営業費用	3,226,282	28,857	3,255,139	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,496,975千円」を「1,500,723千円」に改める。

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	5,275,856	3,748	5,279,604
第1項	建設改良費	3,506,944	3,748	3,510,692

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	298,452	16,190	314,642

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	361,568	△5,970	355,598

## 令和4年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、137,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、60,018,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。





## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	93,300

伊勢市告示第5号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和5年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
鹿海令4-9号線	鹿海町字円坊1443番34地先		
	鹿海町字円坊1443番45地先		

伊勢市告示第6号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	鹿海令4-9号線	6.0～14.4	89.9

伊勢市告示第7号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鹿海令4-9号線	鹿海町字円坊1443番34地先 鹿海町字円坊1443番45地先	令和5年1月12日

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年1月13日

伊勢市教育委員会  
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年1月19日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第1号 令和5年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について  
議案第2号 奨学生の決定について

## 伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第205回総会を次のとおり招集します。

令和5年1月10日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和5年1月16日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 非農地証明願について
  - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

## 伊勢市公告第 1 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により三重県知事から送付を受けた伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を同条第 4 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧場所

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部都市計画課

### 2 縦覧期間

令和 5 年 1 月 17 日から都市再開発法第 45 条第 6 項又は第 100 条第 2 項の公告の日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

### 3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで